

認知症対応型共同生活介護サービス契約書
介護予防認知症対応型共同生活介護サービス契約書

株式会社ふれあい広場

ふれあい多居夢浦和

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

利用契約書

様（以下「利用者」という。）と株式会社ふれあい広場（以下「事業者」という。）は事業者が利用者に対して行う認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスについて、次のとおり契約します。

事業者は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬を持って接するように努めます。又、利用者、利用者代理人は、事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を形成するように努めなければなりません。すべての関係者は、利用者が長期にわたり安心かつ快適に暮らせる共同生活の場として機能するよう、それぞれの立場で協力することを誓います。

第1条（予）（認知症対応型共同生活介護サービスの目的）

事業者は、介護保険法法令の定めるところにより、利用者に対して、家庭的な環境のもとで、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

第2条（契約の目的）

事業者は認知症対応型共同生活介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項にしたがって認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者又は利用者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第3条（当施設の概要）

当施設は、介護保険法令に基づき、さいたま市長の指定を受けた指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所です。

当施設の概要及び職員体制は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第4条（契約期間）

- 1 契約期間は利用者が利用開始をした日から要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 利用者が要介護認定の更新で要支援2及び要介護者と認定された場合、本契約の契約期間も更新されるものとします。

第5条（利用基準）

利用者が次の各号に適合する場合、サービスの利用ができます

- ① 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害の恐れがないこと
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ⑤ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること

第6条（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

- 1 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を、定期的に作成します。
- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき、利用者又は利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び利用者代理人に対し、内容を説明します。

第7条（サービス内容及びその提供）

- 1 事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。
 - ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
 - ② 日常生活上の世話
 - ③ 日常生活の中での機能訓練
 - ④ 相談、援助
- 2 事業者は利用者に対し、入居後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。
- 3 事業者は、身体拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 4 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。

第8条（医療上必要への対応）

- 1 事業者は、利用者が疾病又は負傷等により治療や検査が必要となった場合、利用者の主治医又は事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。
- 2 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急医療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
- 3 事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載の協力医療機関と連携をとっています。

第9条（相談及び援助）

事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及び利用者に係る家族の心配事や悩みについて相談に応じます。

第10条（金銭等の管理）

事業者は、利用者の現金及び預貯金につき原則として管理いたしません。また、財産の管理運用についてもこれを行いません。

第11条（利用料等の支払）

- 1 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」の通り利用料を支払います。
- 2 事業者は、利用者が事業者に支払うべきサービスに要した費用について、利用者がサービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払を受けます。（以下「法定代理受領サービス」という）。

- 3 事業者は、利用者又は利用者代理人に対し、毎月 15 日までに、利用料等の請求書を送付します。事業者は支払いを受けた時に領収書を発行します。
- 4 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、前項の利用料等を、事業者の指定する方法により支払います。
- 5 利用者代理人は本契約に基づく利用者の事業者に対する債務について、利用者と連帯して履行の責を負うこととする。

第12条 （敷金）

- 1 利用者は、本契約から生じる債務の担保として、重要事項に記載する敷金を事業者に預け入れるものとする。
- 2 利用者は、居室を明け渡すまでの間、敷金をもって住居費、運営管理費その他の債務と相殺をすることができない。
- 3 事業者は、居室の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で利用者に返還しなければならない。事業者は、居室の明渡し時に、住居費及び運営管理費の滞納、第 18 条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる利用者の債務の不履行が存在する場合には、当核債務の額を敷金から差し引くことができる。
- 4 前項ただし書の場合には、事業者は、敷金から差し引く債務の額の内訳を利用者に明示しなければならない。

第13条 （介護サービス等の記録）

- 1 事業者は、利用者に対する介護サービス提供に際し、作成した記録書類を、完了日から 5 年間保存します。
- 2 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、介護・看護サービス記録の閲覧・複写を求めることができます。

第14条 （利用者及び利用者代理人の権利）

利用者及び利用者代理人は、サービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受け入れられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- ⑧ 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること（苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載しています）

第 15条 （利用者及び利用者代理人の義務）

利用者及び利用者代理人は、サービスに関して以下の義務を負います。

- 1 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者を提供すること。
- 2 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと。
- 3 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合は、速やかに事業者に知らせること
- 4 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について利用者及び利用者代理人は協力すること。

第16条（身元引受人の条件・義務）

利用者には身元引受人を1名定めていただきます。

- 1 身元引受人は契約終了時の利用者の身柄を引き取ることとする。
- 2 身元引受人は、利用者の治療、入院に関する手配の協力をお願いいたします。
- 3 利用者の治療に関して、医療機関から医療的同意を求められ利用者がその意思を示すことが出来ない場合、利用者に代りその対応及び手続きをお願いいたします。
- 4 身元引受人がその義務が履行できなくなった場合、新たな身元引受人を速やかに選定し事業者へ通知するものといたします。

第17条（連帯保証人の条件・義務）

利用者には連帯保証人を1名定めていただきます。

- 1 連帯保証人は記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
- 2 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。
- 3 連帯保証人がその義務が履行できなくなった場合、新たな連帯保証人を速やかに選定し事業者へ通知するものといたします。

第18条（造作・模様替え等の制限）

- 1 利用者及び利用者代理人は、居室に造作・模様替えするときは、事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用は利用者及び利用者代理人の負担とします。
- 2 利用者及び利用者代理人は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け替えたりすることはできません。
- 3 利用者及び利用者代理人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

第19条（契約の終了）

次の各号に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援1と認定された場合
- ② 利用者が死亡された場合
- ③ 利用者及び利用者代理人が第20条に基づき解除を通告した日
- ④ 事業者が第21条に基づき解除を通告し、予告期間が満了した日
- ⑤ 利用者が病気の治療等により3ヶ月以内に事業所の施設へ戻れない状態となったときまたは、事業所の施設を離れた期間が結果的に3ヶ月を経過したとき
- ⑥ 利用者が、他の介護保険施設への入所が決まりその施設の側で受入れが可能になったとき

第20条（利用者及び利用者代理人の契約解除）

- 1 利用者及び利用者代理人は、事業者に対し30日前に解約の申し入れを行うことにより本契約を解約することが出来ます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者へ提出するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者は、解約申し入れの日から30日分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を事業者に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して30日を経過する日までの間、随時に契約を解除することができる。

第21条（事業者の契約解除）

事業者は利用者及び利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合においては1ヶ月の予告期間において、この契約を解除することができます。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月滞納したとき
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつその（契約解除）必要があるとき

- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護ではこれを防止することができないとき
- ④ 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき
- ⑤ 認知症以外の精神疾患（躁鬱病や統合失調症）が発症し、通常の認知症介護では対応困難であり、かつ専門機関での治療を要するとき

第22条 （退居時の援助）

契約の解除あるいは終了により当該施設を退居するときは、事業者は予め退居先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保険機関もしくは福祉サービス機関等連携して、利用者または利用者代理人に対し、円滑な対処のために必要な情報の提供に努めます。

第23条 （損害賠償）

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
- 2 事業者は、万が一の事故に備え損害賠償責任保険に加入しています。
- 3 利用者の故意または重過失により、居室または備品につき通常の保持・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担します。

第24条 （秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者または利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

第25条 （苦情処理）

- 1 利用者、利用者代理人又は身元引受人は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の利用者相談室に苦情を申し立てることができます。その場合、事業者は迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 2 利用者及び利用者代理人は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

第26条 （サービスのチェック）

事業者は、自治体オンブズマンから調査の申し入れがあった場合は事情聴取を受けることを拒絶せず、必要な資料の提供等協力を惜しみません。

第27条 （合意管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とする事を予め合意します。

第28条 （契約の定めのない事項）

この契約に定めのない事項及び疑義ある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者、利用者代理人及び利用者身元引受人と事業者が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

以上の契約の証として本契約書二通を作成し、利用者、事業者は記名押印の上、各自その一通を保有します。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名 _____

利用者代理人 住 所

氏 名 _____ (続柄)

身元引受人 住 所

氏 名 _____ (続柄)

連帯保証人 住 所

氏 名 _____ (続柄)

極度額 家賃の 12 か月分に相当する額

事 業 者 住 所 埼玉県戸田市本町 1-21-2
名 称 株式会社ふれあい広場
代表者 代表取締役 関口 浅次

事 業 所 住 所 埼玉県さいたま市浦和区元町 1-32-17
名 称 ふれあい多居夢 浦和

説明者名 _____